

# スポーツ振興くじ（toto）助成金交付対象事業の概要（抜粋）

## ■ <<地域スポーツ施設整備助成>>

グラウンドの芝生化やスポーツ競技施設等の整備等の事業に対して助成することにより、地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を図ることを目的としています。

助成対象事業		助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
グラウンド 芝生化事業	芝生化新設	天然芝生化新設	60,000千円	4/5	48,000千円
		人工芝生化新設			
	芝生化改設	天然芝生化改設	40,000千円	3/4	30,000千円
		人工芝生化改設			
天然芝維持活動		5 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ ※原則として、法人設立後5年を経過した団体に限る	2,000千円	2/3	1,333千円
スポーツ競技施設等の整備		1 都道府県 2 市町村	下限 10,000千円 上限 30,000千円		20,000千円
学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備			下限 30,000,001円 上限 150,000千円		100,000千円
スポーツ競技施設等の大規模改修等					

## ■ <<総合型地域スポーツクラブ活動助成>>

総合型地域スポーツクラブの創設及び活動事業等に対して助成することにより、地域におけるスポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成対象期間	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額	
総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	1 市町村 2 JSPO 3 日レク	助成初年度から 継続2か年度又は クラブ設立の日までの いずれか短い期間	下限 400千円 上限 1,200千円	9/10	1,080千円	
総合型地域スポーツクラブ創設事業	1 市町村 2 総合型地域スポーツクラブ設立準備組織					
総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	1 市町村 2 JSPO (間接助成対象者となる総合型 クラブの法人格の有無は問わない) 3 日レク	助成初年度から 継続5か年度	下限 400千円 上限 2,400千円		2,160千円	
総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業	法人格を有する総合型地域スポーツクラブ		下限 750千円 上限 2,400千円			
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業	1 市町村 2 JSPO (間接助成対象者となる総合型 クラブの法人格の有無は問わない) 3 日レク		上限 2,160千円			1,944千円
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業	法人格を有する総合型地域スポーツクラブ	助成初年度から 継続8か年度				
クラブアドバイザー配置事業	1 都道府県 2 都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体 3 JSPO 4 都道府県体育協会等	当該年度	上限 5,000千円			4,500千円

## ■ «スポーツ団体スポーツ活動助成» <スポーツ活動推進事業>

スポーツ団体がスポーツの振興のために行う事業に対して助成することにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフのための環境づくりと、競技水準の向上を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
ア スポーツ教室、スポーツ大会等の開催	1 JSPO 2 JOC	下限 750千円 上限 ※下表参照	4/5	下表参照
イ スポーツ指導者の養成・活用	3 日レク 4 JPSA	下限 400千円 上限 ※下表参照		
ウ スポーツ情報の提供	5 JADA 6 JSAA	下限 400千円 上限 ※下表参照		
エ 新規会員獲得事業	7 1、2又は3の加盟団体 8 法人格を有する4またはJPCの加盟団体	下限 400千円 上限 750千円		
オ マイクロバスの設置	9 1～8以外で、スポーツ振興を主たる目的とする法人	上限 5,000千円		4,000千円

助成対象者	スポーツ活動推進事業のア～ウに係る全ての事業の合計額	
	助成対象経費の限度額	助成金の限度額
JSPO及び同団体の加盟団体（都道府県体育協会を除く） JOC及び同団体の加盟団体 日レク、JPSA、法人格を有するJPSA又はJPCの加盟団体、JADA、JSAA	20,000千円	16,000千円
都道府県体育協会等 日レクの加盟団体（都道府県レクリエーション協会を除く） 非営利法人であるスポーツ団体（公益社団法人、公益財団法人）	15,000千円	12,000千円
上記以外の非営利法人であるスポーツ団体 法人格を持たない都道府県レクリエーション協会	4,500千円	3,600千円